

○ 臨時の取扱いの内容について

認定調査の実施や主治医意見書の提出を省略し、職権にて、前回認定と同じ要介護状態区分または要支援状態区分により、有効期間を12か月とした更新認定を行い、新たな被保険者証を交付するものです。

○ 対象となる方

更新申請を行っている方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点により認定調査が困難で、その旨を申し出た方。

※「認定調査が困難」とは、次を想定しております。

① 病院や施設等において、入所者等との面会禁止措置が取られ、当該施設等に入所している方への認定調査の実施が困難な場合。

② 在宅生活の方が、新型コロナウイルス感染症の感染防止等の理由で、認定調査の実施が困難な場合。

※「認定調査が困難」の判断について

更新申請の提出をする時点で行ってください。

申請する方ご自身やその家族または更新申請の代行申請を行う居宅介護支援事業所等で行ってください。

○ 手続きの方法

更新申請をする際に提出する更新申請書の下に「臨時の取扱い対象（●●）」と記載してください。

※（●●）は、認定調査をする予定であった場所「病院・施設・在宅」のいずれかを記載してください。

○ 臨時の取扱いの期間

当面の間実施し、終了期間は今後の状況で判断いたします。

○ その他

臨時の取扱いは、令和2年6月30日以降に有効期間が終了する方を対象としますが、それ以前に有効期間が終了する方で、臨時の取扱いに該当する方がいる場合、申し出があれば臨時の取扱いを適用いたします。

また、認定調査を行う予定で更新申請書を提出された以後でも、認定調査が困難となった場合は、申し出があれば、臨時の取扱いを適用いたします。